

事故防止 17号
2022年4月15日

各都道府県知事
各保健所設置市長 殿
各特別区長

公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故情報収集等事業
執行理事 後 信
(公印省略)

医療事故情報収集等事業 「医療安全情報 No. 185」の提供について

平素より当事業部の実施する事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、医療事故情報収集等事業において収集した情報のうち、特に周知すべき情報を取りまとめ、4月15日に「医療安全情報 No. 185」を当事業参加登録医療機関並びに当事業参加登録医療機関以外で希望する病院に提供いたしましたのでお知らせいたします。

なお、この医療安全情報を含め報告書、年報は、当事業のホームページ(<https://www.med-safe.jp/>)にも掲載いたしておりますので、貴管下医療機関等に周知いただきご活用いただければ大変幸いに存じます。

今後とも有用な情報提供となるよう医療安全情報の内容の充実に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。



医療事故情報収集等事業

医療 安全情報

No.185 2022年4月

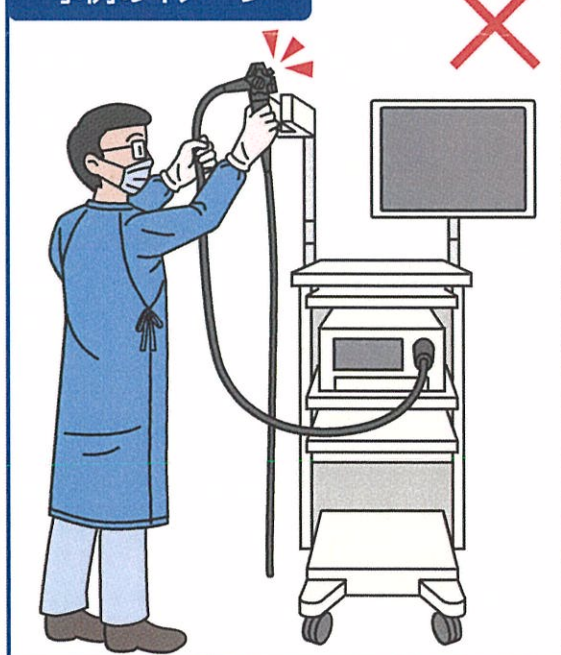
使用済み内視鏡の別の患者への使用

使用した内視鏡を洗浄・消毒せずに別の患者に使用した事例が9件報告されています（集計期間:2016年1月1日～2022年2月28日）。この情報は、第39回報告書「個別のテーマの検討状況」で取り上げた内容をもとに作成しました。

使用済みの内視鏡を所定の場所に置かなかつたため、洗浄・消毒せずに別の患者に使用した事例が報告されています。

検査終了

事例のイメージ



使用後の内視鏡の
取り扱いの一例



使用済み内視鏡の別の患者への使用

事例 1

透視室で気管支鏡2本を使用し、3例の検査を予定していた。医師Aは1例目の患者Xの検査終了後、気管支鏡を3例目の患者Zに使用するため内視鏡室に洗浄を依頼した。2例目の患者Yの検査終了後、気管支鏡を使用済み内視鏡置き場に置くことになっていたが、医師Aはモニタの横にかけたままにしていた。3例目の患者Zの検査の際、医師Bは内視鏡室に洗浄された気管支鏡を取りに行くことになっていたが、モニタ横に気管支鏡がかけてあったため未使用と思い使用した。検査終了後、内視鏡室より「気管支鏡を取りに来ていない」と連絡が入り、患者Yに使用した気管支鏡を患者Zに使用したことが判明した。

事例 2

夜間、緊急で大腸内視鏡検査を同じ検査室で2件続けて実施した。医師Aは、1例目の患者Xの検査の後、内視鏡を使用済み内視鏡置き場に置くルールを知らず、入っていた袋に戻し、検査室のカメラ置き場の清潔区域に置いた。医師Bは、2例目の患者Yの検査の際、カメラ置き場の清潔区域にあった内視鏡の袋が開封されていたが、誰かが準備したものと思い使用した。翌朝、消化器内視鏡技師が、前日の2件の検査に対し内視鏡が1本しか使用されていないことに気づき、医師Bを確認したところ、患者Xに使用した内視鏡を患者Yに使用したことが判明した。

事例が発生した医療機関の取り組み

- ・使用前・使用済みの内視鏡を置く場所をそれぞれ決め、内視鏡検査に関わる職員に周知する。
- ・使用済みの内視鏡を置く場所が分かるように表示する。
- ・検査終了後は、使用済みの内視鏡を決められた場所に置く。

上記は一例です。自施設に合った取り組みを検討してください。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業（厚生労働省補助事業）において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会委員の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。

本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページをご覧ください。 <https://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0252(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<https://www.med-safe.jp/>